

女川原子力発電所 1 号機 第 4 回定期事業者検査（廃止措置段階）の概要

## 1. 定期事業者検査の目的

廃止措置期間中に性能を維持すべき、使用済燃料プールや非常用ディーゼル発電機等の発電用原子炉施設（性能維持施設）について、外観検査や機能・性能検査等を行い、健全性を確認するもの。

## 2. 定期事業者検査の期間

2025 年 6 月 3 日から 2025 年 10 月 23 日  
（定期事業者検査開始から終了まで 143 日間）

## 3. 定期事業者検査を実施する主な設備

- (1) 原子炉本体  
（原子炉容器の外側のしゃへい壁等）
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  
（使用済燃料プール、燃料交換機等）
- (3) 放射性廃棄物の廃棄施設  
（床ドレン処理系等）
- (4) 放射線管理施設  
（排気筒の放射線モニタ等）
- (5) 原子炉格納施設  
（原子炉建屋等）
- (6) その他原子炉の附属施設  
（非常用ディーゼル発電機等）
- (7) 建物及び構築物  
（放射性廃棄物処理建屋等）
- (8) 原子炉補助設備  
（原子炉補機冷却水ポンプ、非常用補機冷却海水ポンプ等）
- (9) 発電所補助設備  
（換気空調設備等）
- (10) 附帯設備  
（非常用照明設備）